

第2回武蔵村山市保育料検討協議会  
会 議 次 第

日 時：平成29年11月28日（火）午前10時から  
場 所：さくらホール（市民会館）研修室

1 開 会

2 報告事項

第1回武蔵村山市保育料検討協議会会議録（要旨）について

3 議 題

保育利用者負担金（保育料）の改定サイクル及び算定方法の設定について

4 そ の 他

- (1) 次回の会議の開催日程について
- (2) その他

5 閉 会

配布資料

- ・会議録（要旨）
- ・武蔵村山市の保育料のあり方について 報告（案）

会 議 録 (要 旨)

|   |   |
|---|---|
| 会 議 名   | 武蔵村山市保育料検討協議会委員の委嘱<br>及び第1回武蔵村山市保育料検討協議会  |
| 開 催 日 時                                       | 平成29年10月12日(木) 午後10時から午前11時まで   |
| 開 催 場 所                                       | 武蔵村山市役所301会議室   |
| 出 席 者 及 び<br>欠 席 者                            | 出席者：布田委員（会長）、若山委員（職務代理者）、加藤委員、藤澤委員、田島委員、乙幡委員、藤野委員、木村委員、小松委員、島田委員<br>欠席者：なし<br>事務局：子ども家庭担当部長、子ども育成課長、子ども育成課保育グループ主査、子ども育成課保育グループ主事   |
| 議 題   | (1) 武蔵村山市保育料検討協議会会長の互選について<br>(2) 武蔵村山市保育料検討協議会会長職務代理者の指名について<br>(3) 武蔵村山市保育料検討協議会の会議の公開について<br>(4) 武蔵村山市保育料検討協議会の所掌事務等について<br>ア 所掌事務について<br>イ 諮問の内容について<br>ウ 今後のスケジュールについて   |
| 結 論<br>(決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)           | 議題1について<br>会長に布田委員が選出された。<br>議題2について<br>職務代理者に若山委員が指名された。<br>議題3について<br>原案のとおり承認された。<br>議題4について<br>事務局から説明。   |
| 審 議 経 過<br>(主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) | 1 開会<br>○会長が選任されるまで事務局が議事進行を務める。<br>2 委嘱状の交付<br>3 市長あいさつ<br>4 委員の紹介<br>5 議題<br>(1) 武蔵村山市保育料検討協議会会長の互選について<br>○会長に布田委員が選出された。<br>○布田会長あいさつ。<br>(布田会長) 皆様のご協力をいただき、短い期間ではあるがまとめあげたい。よろしくお願いします。<br>(2) 武蔵村山市保育料検討協議会会長職務代理者の指名について<br>○事務局より、武蔵村山市保育料検討協議会会長職務代理者の指 |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>名について説明があった。</p> <p>○布田会長により、若山委員が会長職務代理者に指名された。</p> <p>(3) 武蔵村山市保育料検討協議会の会議の公開について</p> <p>○事務局より、武蔵村山市保育料検討協議会の会議の公開について説明があった。<br/>※資料3、資料4、資料5</p> <p>○質疑応答特になし。原案のとおり承認された。</p> <p>(4) 武蔵村山市保育料検討協議会の所掌事務等について</p> <p>ア 所掌事務について<br/>○事務局より、武蔵村山市保育料検討協議会の所掌事務について説明があった。<br/>※資料2、資料6、資料7</p> <p>イ 諮問の内容について<br/>○事務局より、諮問の内容について説明があった。取扱注意の資料において保育所運営経費の内訳、各市の利用者負担金の割合等を説明。</p> <p>(布田会長) 取扱注意の資料については、数値変更の可能性があるため取り扱いには気を付けてもらいたい。</p> <p><b>【質疑応答】</b> 特になし</p> <p>ウ 今後のスケジュールについて<br/>○今後のスケジュールについて提示があった。<br/>※資料8<br/>(布田会長) 事務局から提示があったのは、あくまで案のため変動がある。</p> <p><b>【質疑応答】</b> 特になし</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 次回以降の会議の開催日程について</p> <p>○事務局より次回以降の会議の開催日程について説明があった。</p> <p>(布田会長) 都合のいい曜日や時間帯などについて、各委員の皆さんの意見を伺いたい。月曜日から金曜日の間で、都合の悪い曜日などはあるか。</p> <p>(委員) 約1か月前に決定していただければ都合が付きやすい。</p> <p>(布田会長) 時間帯等で希望はあるか。</p> <p>(委員) できれば、午前中を希望する。</p> <p>(委員) できれば、11月末位を希望する。</p> <p>(布田会長) では、この場で次回開催日を決定させてもらいたい。次回は、11月28日で時間は今日と同じく10時から開催でもよろしいか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p> <p>(布田会長) では、11月28日火曜日午前10時開催とする。開催場所は</p> |
|--|--|

|  |  |
|--|--|
|  | <p>どこにするか。<br/> (事務局) 開催場所は、追って通知する。<br/> (布田会長) 次回開催までに、今後参考にしたい資料等があれば事務局で用意してもらうため会議の時に言っていただきたい。</p> <p>(2) その他</p> <p>(布田会長) 事務局より他に何かあるか。<br/> (事務局) 特にない。</p> <p>7 閉会</p> |
|--|--|

|      |   |
|------|---|
| 配布資料 | <p>○武蔵村山市保育料検討協議会委員名簿・・・・・・・・・・資料1</p> <p>○武蔵村山市保育料検討協議会設置要綱・・・・・・・・・・資料2</p> <p>○武蔵村山市保育料検討協議会の公開に関する運営要領・・・・資料3</p> <p>○武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針・・・・資料4</p> <p>○武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針・資料5</p> <p>○武蔵村山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担金に関する条例・・・・・・・・・・資料6</p> <p>○武蔵村山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担金に関する条例施行規則・・・・・・・・・・資料7</p> <p>○武蔵村山市保育料検討協議会スケジュール・・・・・・・・・・資料8</p> |
|------|---|

|             |  |
|-------------|--|
| 会議の公開・非公開の別 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開<br><input type="checkbox"/> 一部公開<br><input type="checkbox"/> 非公開<br>傍聴者： 0 人<br>※一部公開又は非公開とした理由<br><br> |
|-------------|--|

|              |   |
|--------------|---|
| 会議録の開示・非開示の別 | <input checked="" type="checkbox"/> 開示<br><input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等： )<br><input type="checkbox"/> 非開示(根拠法令等： ) |
|--------------|---|

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 庶務担当課 | 健康福祉部 子ども育成課 (内線：182 ) |
|-------|------------------------|

(日本工業規格A列4番)

武蔵村山市の保育料のあり方について  
報 告 (案)

平成 年 月 日  
武蔵村山市保育料検討協議会

## 目 次

|   |                                 |   |
|---|---------------------------------|---|
| 1 | はじめに -----                      | 1 |
| 2 | 保育利用者負担金(保育料)の現状について -----      | 2 |
| 3 | 今までの保育利用者負担金(保育料)の基本的な考え方 ----- | 7 |
| 4 | 保育利用者負担金(保育料)の改定サイクルと算定方法 ----- | 9 |

### 関係資料

|   |                         |    |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 武蔵村山市保育料検討協議会設置要綱 ----- | 13 |
| 2 | 武蔵村山市保育料検討協議会委員名簿 ----- | 15 |
| 3 | 武蔵村山市保育料検討協議会開催経過 ----- | 16 |

# 1 はじめに

## 2 保育利用者負担金（保育料）の現状について

- (1) 保育所運営経費における保育認定の保育利用者負担金（保育料）の割合の現状  
本市では、保育認定の保育利用者負担金を公立、私立の区分なく、児童の年齢や世帯の収入に応じた共通の基準で定め、運営経費に充てています。運営経費は、保育利用者負担金と国、都、市の負担金でまかなわれていますが、平成28年度決算では、運営経費総額に占める保育利用者負担金の割合は、10.7%（公立保育所を含む。）となっています。

表1 保育所運営経費における保育認定の利用者負担金（保育料）の割合

| 年 度    | 保育所運営経費<br>(円) | 利用者負担金<br>調定額(円) | 利用者負担金調<br>定額の割合(%) |
|--------|----------------|------------------|---------------------|
| 平成24年度 | 2,594,371,551  | 315,500,500      | 12.2                |
| 平成25年度 | 2,583,735,177  | 322,537,900      | 12.5                |
| 平成26年度 | 2,604,272,997  | 325,197,600      | 12.5                |
| 平成27年度 | 2,746,912,779  | 299,653,360      | 10.9                |
| 平成28年度 | 2,741,925,178  | 293,042,880      | 10.7                |

備考 表の数値は、公立保育所を含む。

表2 保育所運営経費の内訳

| 年 度    | 保育所運営経費（円）    |             |             |            |
|--------|---------------|-------------|-------------|------------|
|        | 国基準           | 市基準         | 民間保育所運営費補助金 | 延長保育事業費補助金 |
| 平成24年度 | 1,449,279,040 | 774,559,340 | 180,083,159 | 17,159,600 |
| 平成25年度 | 1,435,538,690 | 780,893,090 | 174,675,699 | 17,761,300 |
| 平成26年度 | 1,465,999,070 | 769,752,502 | 175,195,327 | 18,456,700 |
| 平成27年度 | 1,619,799,600 | 764,059,030 | 166,859,825 | 18,156,350 |
| 平成28年度 | 1,637,038,470 | 739,073,550 | 172,138,785 | 16,421,850 |

| 年 度    | 保育所運営経費（円） |             |               |
|--------|------------|-------------|---------------|
|        | 分園運営費補助金   | 保育園経費       | 合 計           |
| 平成24年度 | 1,800,000  | 171,490,412 | 2,594,371,551 |
| 平成25年度 | 1,800,000  | 173,066,398 | 2,583,735,177 |
| 平成26年度 | 1,800,000  | 173,069,398 | 2,604,272,997 |
| 平成27年度 | 1,800,000  | 176,237,974 | 2,746,912,779 |
| 平成28年度 | 1,800,000  | 175,452,523 | 2,741,925,178 |

備考 表の数値は、公立保育所を含む。

表3 各市の保育所運営経費における保育認定の保育利用者負担金（保育料）の割合

(平成28年度)

| 市名    | 保育所運営経費<br>(千円) | 利用者負担金<br>調定額(千円) | 利用者負担金調定額<br>の割合(%) |
|-------|-----------------|-------------------|---------------------|
| 八王子市  | 15,010,092      | 1,970,036         | 13.1                |
| 立川市   | 4,284,566       | 563,515           | 13.2                |
| 武蔵野市  | 2,883,593       | 378,326           | 13.1                |
| 三鷹市   | 3,075,533       | 449,840           | 14.6                |
| 青梅市   | 4,777,554       | 601,208           | 12.6                |
| 府中市   | 5,361,229       | 748,391           | 14.0                |
| 昭島市   | 3,921,091       | 522,794           | 13.3                |
| 調布市   | 6,553,731       | 714,289           | 10.9                |
| 町田市   | 11,466,280      | 1,481,566         | 12.9                |
| 小金井市  | 2,731,721       | 246,193           | 9.0                 |
| 小平市   | 3,589,134       | 478,321           | 13.3                |
| 日野市   | 3,851,767       | 473,272           | 12.3                |
| 東村山市  | 3,436,038       | 309,030           | 9.0                 |
| 国分寺市  | 2,979,625       | 405,419           | 13.6                |
| 国立市   | 1,428,830       | 197,283           | 13.8                |
| 福生市   | 2,335,983       | 227,609           | 9.7                 |
| 狛江市   | 1,130,655       | 165,159           | 14.6                |
| 東大和市  | 2,886,966       | 368,487           | 12.8                |
| 清瀬市   | 1,678,247       | 188,321           | 11.2                |
| 東久留米市 | 1,887,594       | 207,574           | 11.0                |
| 武蔵村山市 | 2,369,053       | 274,723           | 11.6                |
| 多摩市   | 3,640,746       | 544,768           | 15.0                |
| 稲城市   | 1,839,871       | 347,274           | 18.9                |
| 羽村市   | 2,239,062       | 222,032           | 9.9                 |
| あきる野市 | 2,478,376       | 357,350           | 14.4                |
| 西東京市  | 2,145,534       | 340,789           | 15.9                |
| 合計値   | 99,982,871      | 12,783,569        | 12.8                |
| 平均値   | 3,845,495       | 491,676           | 12.8                |

備考 1 表の数値は、公立保育所を含まない。

2 数値は、「平成29年度東京都26市保育関係調査書」の数値を使用した。

(2) 保育認定の保育利用者負担金（保育料）の現状

平成28年度の児童1人当たりの利用者負担金は、1人当たり月額12,639円（公立保育所を含む。）となっています。

表4 保育利用者負担金（保育料）1人当たり月額

| 年 度    | 利用者負担金<br>調定額（円） | 延べ児童数<br>（人） | 1人当たり<br>月額（円） |
|--------|------------------|--------------|----------------|
| 平成24年度 | 315,500,500      | 24,612       | 12,819         |
| 平成25年度 | 322,537,900      | 24,393       | 13,223         |
| 平成26年度 | 325,179,600      | 24,145       | 13,468         |
| 平成27年度 | 298,361,200      | 23,567       | 12,660         |
| 平成28年度 | 291,471,000      | 23,061       | 12,639         |

備考 表の数値は、公立保育所の管外受託分を含まない。

表5 各市の保育利用者負担金（保育料）1人当たり月額  
（平成28年度）

| 市 名  | 1人当たり<br>月額（円） | 市 名   | 1人当たり<br>月額（円） |
|------|----------------|-------|----------------|
| 八王子市 | 17,456         | 国立市   | 19,371         |
| 立川市  | 17,148         | 福生市   | 13,899         |
| 武蔵野市 | 22,933         | 狛江市   | 21,814         |
| 三鷹市  | 23,003         | 東大和市  | 16,555         |
| 青梅市  | 15,645         | 清瀬市   | 18,466         |
| 府中市  | 19,758         | 東久留米市 | 19,237         |
| 昭島市  | 17,703         | 武蔵村山市 | 12,711         |
| 調布市  | 19,493         | 多摩市   | 18,631         |
| 町田市  | 20,416         | 稲城市   | 21,176         |
| 小金井市 | 16,163         | 羽村市   | 15,059         |
| 小平市  | 21,069         | あきる野市 | 18,355         |
| 日野市  | 18,928         | 西東京市  | 23,316         |
| 東村山市 | 18,420         | 合計値   | 487,430        |
| 国分寺市 | 20,705         | 平均値   | 18,747         |

備考 1 表の数値は、公立保育所を含まない。

2 数値は、「平成29年度東京都26市保育関係調査書」の数値を使用した。

(3) 保育認定の国の徴収基準額に対する保育利用者負担金の徴収割合の現状

平成28年度の国の徴収基準額に対する保育利用者負担金の徴収割合は、47.2%となっています。

表6 国の徴収基準額に対する保育利用者負担金の割合

| 年 度    | 利用者負担金<br>調定額 (円) | 国徴収基準額<br>(円) | 利用者負担金<br>の割合 (%) |
|--------|-------------------|---------------|-------------------|
| 平成24年度 | 315,500,500       | 611,415,410   | 51.6              |
| 平成25年度 | 322,537,900       | 624,348,150   | 51.7              |
| 平成26年度 | 325,197,600       | 635,894,890   | 51.1              |
| 平成27年度 | 298,361,200       | 639,458,500   | 46.7              |
| 平成28年度 | 291,471,000       | 617,296,580   | 47.2              |

備考 表の数値は、公立保育所の管外受託分を含まない。

表7 国の各市の徴収基準額に対する保育利用者負担金の割合  
(平成28年度)

| 市 名  | 利用者負担金<br>の割合 (%) | 市 名   | 利用者負担金<br>の割合 (%) |
|------|-------------------|-------|-------------------|
| 八王子市 | 50.9              | 国立市   | 49.4              |
| 立川市  | 48.6              | 福生市   | 44.0              |
| 武蔵野市 | 50.6              | 狛江市   | 49.9              |
| 三鷹市  | 49.8              | 東大和市  | 49.8              |
| 青梅市  | 52.3              | 清瀬市   | 50.6              |
| 府中市  | 48.3              | 東久留米市 | 55.7              |
| 昭島市  | 54.0              | 武蔵村山市 | 47.2              |
| 調布市  | 43.4              | 多摩市   | 52.6              |
| 町田市  | 55.7              | 稲城市   | 54.0              |
| 小金井市 | 36.6              | 羽村市   | 43.8              |
| 小平市  | 49.9              | あきる野市 | 59.4              |
| 日野市  | 45.9              | 西東京市  | 55.7              |
| 東村山市 | 49.1              |       |                   |
| 国分寺市 | 47.2              | 平均値   | 49.8              |

備考 1 表の数値は、公立保育所を含まない。

2 数値は、「平成29年度東京都26市保育関係調査書」の数値を使用した。

(4) 教育認定の保育利用者負担金（保育料）の現状

本市では、教育認定の保育利用者負担金を国の徴収基準額と同額に設定しています。

東京都の区域内の市で、国の徴収基準額と同額としているのは本市を含めて21市、独自で徴収額を定めているのは5市となります。

表8 各市の教育認定の保育利用者負担金の設定の状況  
(平成28年度)

| 市名   | 設定  | 市名    | 設定  |
|------|-----|-------|-----|
| 八王子市 | 独自  | 国分寺市  | 国基準 |
| 立川市  | 国基準 | 国立市   | 国基準 |
| 武蔵野市 | 国基準 | 福生市   | 国基準 |
| 三鷹市  | 国基準 | 狛江市   | 国基準 |
| 青梅市  | 国基準 | 東大和市  | 独自  |
| 府中市  | 独自  | 清瀬市   | 国基準 |
| 昭島市  | 国基準 | 東久留米市 | 国基準 |
| 調布市  | 国基準 | 武蔵村山市 | 国基準 |
| 町田市  | 国基準 | 多摩市   | 独自  |
| 小金井市 | 国基準 | 稲城市   | 国基準 |
| 小平市  | 独自  | 羽村市   | 国基準 |
| 日野市  | 国基準 | あきる野市 | 国基準 |
| 東村山市 | 国基準 | 西東京市  | 国基準 |

備考 資料は、東京都生活文化局の資料をもとに作成した。

|      |     |
|------|-----|
| 独自基準 | 5市  |
| 国基準  | 21市 |

### 3 今までの保育利用者負担金（保育料）の基本的な考え方

#### (1) 保育認定の保育利用者負担金（保育料）の基本的な考え方について

保育認定の保育利用者負担金は、平成20年の保育料検討協議会の報告に基づき、国の徴収基準額に対する保育利用者負担金の割合が50%程度とすることを基本に設定されてきました。

最近の保育利用者負担金の改定は、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の実施に合わせて、従来からの階層区分のまま、市町村民税の所得割課税額を基に階層区分を決定するように改定されています。また、新制度の実施により新たに設けられた保育短時間に係る利用者負担の設定については、保育標準時間の98.3%程度(△1.7%)となるよう国が設定していることから、本市においても同様としています。

直近の保育利用者負担金の改定は、国による保育料の段階的無償化の推進により、平成29年4月に市町村民税非課税世帯の第2子の保育利用者負担金を無償化する改正を実施しています。

表9 保育認定の利用者負担金改定の経過

| 保育料検討協議会    |             | 利用者負担<br>金改正時期 | 利用者負担金調定額の割合 |        |
|-------------|-------------|----------------|--------------|--------|
| 諮問          | 答申          |                | 改正前(%)       | 改正後(%) |
| S60. 10. 30 | S61. 1. 11  | S61. 4. 1      | 39. 77       | 43. 62 |
| S63. 10. 28 | H元. 2. 7    | H元. 4. 1       | 42. 38       | 44. 88 |
| H7. 6. 30   | H7. 10. 5   | H8. 4. 1       | 36. 41       | 42. 60 |
| H12. 7. 18  | H12. 10. 26 | H13. 10. 1     | 35. 98       | 41. 16 |
| H19. 10. 1  | H20. 1. 10  | H20. 10. 1     | 45. 27       | 46. 01 |
|             |             | H21. 4. 1      | 46. 01       | 51. 98 |
| H26. 3. 18  | H26. 8. 8   | H27. 4. 1      | 51. 14       | 46. 66 |
|             |             | H28. 4. 1      | 46. 66       | 47. 22 |
|             |             | H29. 4. 1      | 47. 22       |        |

備考 1 平成21年4月1日の改正は、第3子以降を無償とする改正

2 平成28年4月1日の改正は、幼児教育の段階的無償化によるもので、年収360万円未満相当の多子軽減の年齢制限を撤廃するもの。

3 平成29年4月1日の改正は、幼児教育の段階的無償化によるもので、市町村民税非課税世帯の第2子の保育料を無償化するもの。

(2) 教育認定の保育利用者負担金（保育料）の基本的な考え方について

教育認定の保育利用者負担金、いわゆる施設型給付費を受ける幼稚園及び認定こども園（教育認定）の児童に係る保育利用者負担金は、平成26年の保育料検討協議会の答申に基づき、国の徴収基準額と同額に設定されてきました。

国の徴収基準額は、当時の幼稚園の児童の保護者に支給されている幼稚園就園奨励費の水準を基本として設定したものとなっており、本市においても従来の私学助成に通う児童の保護者と、子ども・子育て支援新制度による施設型給付費を受ける幼稚園等に通う児童の保護者のいずれもが同じ利用者負担となる必要があることから、国の徴収基準と同額に設定したものです。

表10 教育認定の利用者負担金改定の経過

| 保育料検討協議会   |           | 利用者負担金改正時期 |
|------------|-----------|------------|
| 諮問         | 答申        |            |
| H26. 3. 18 | H26. 8. 8 | H27. 4. 1  |
|            |           | H28. 4. 1  |
|            |           | H29. 4. 1  |

- 備考 1 平成28年4月1日の改正は、幼児教育の段階的無償化によるもので、年収360万円未満相当の多子軽減の年齢制限を撤廃するもの。
- 2 平成29年4月1日の改正は、幼児教育の段階的無償化によるもので、市町村民税非課税世帯及び均等割額の世帯の第2子の保育料を無償化するとともに、年収360万円未満相当の保育料を軽減するもの。

## 4 保育利用者負担金（保育料）の改定サイクルと算定方法

### (1) 保育認定の保育利用者負担金（保育料）の改定サイクルについて

保育認定の保育利用者負担金は、平成20年の保育料検討協議会において国の徴収基準額に対する保育利用者負担金の割合が50%程度と報告されていること、また、他市の国の徴収基準額に対する保育利用者負担金の割合の平均が49.5%であることから、今後も国の徴収基準額に対する利用者負担金の割合の50%を基本とし、この割合からかい離したときに改定を行うことが適当と思われま

す。かい離の幅については、過去の利用者負担金の改定が、10%から5%程度かい離したときに行われていることから、10%以上かい離したときは、その翌年度に、5%以上のかい離の場合は2年連続してかい離した場合に、その翌年度に改定の検討を行うことが適当と思われま

す。なお、保育利用者負担金の改定は、保育料検討協議会の立上げ、検討、報告の後、議会の議決を経た上で周知期間をもって行う必要があります。保育利用者負担金の増額の場合は、かい離した年度の3年目の4月に、減額の場合は、かい離した年度の2年目の9月に、それぞれ改定されることとなると思われま

#### ア 保育利用者負担金を引き上げる場合のイメージ（かい離した年度から3年目の4月）

| かい離している年度   | 1年目   | 2年目                              | 3年目            |
|---|---|----------------------------------|----------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・10%以上の年度</li> <li>・5%以上が2年連続した年度の2年目</li> </ul> | 5月：利用者負担金の割合の計算<br>9月：検討協議会補正予算市議会上程<br>10月：検討協議会審議開始<br>3月：検討協議会審議終了 | 6月：利用者負担金改定条例市議会上程<br>6月～3月 周知期間 | 4月：保育利用者負担金引上げ |

#### イ 保育利用者負担金を引き下げる場合のイメージ（かい離した年度から2年目の9月）

| かい離している年度   | 1年目   | 2年目  | 3年目 |
|---|---|--|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・10%以上の年度</li> <li>・5%以上が2年連続した年度の2年目</li> </ul> | 5月：国基準割合の計算<br>9月：検討協議会補正予算市議会上程<br>10月：検討協議会審議開始<br>3月：検討協議会審議終了 | 6月：利用者負担金改定条例市議会上程<br>6月～9月 周知期間<br>9月：保育利用者負担金引下げ |     |

(2) 教育認定の保育利用者負担金（保育料）の改定サイクルについて

教育認定の保育利用者負担金は、平成26年の保育料検討協議会において国の徴収基準額と同額と報告されていること、また、本市のほか20市が国の徴収基準額と同額としていることから、この状況が変化したときに改定を行うことが適当と思われま

す。国が徴収基準額を大きく見直しする、又は、東京都の区域内の半数以上の市が国の徴収基準額と異なる額とするなどの場合に改定の検討を行うことが適当と思われま

(3) 保育利用者負担金（保育料）の算定方法について

保育利用者負担金を改定する場合の算定方法については、従来からの検討の方法等に倣い、次の事項に留意して算定することが適当と思われま

ア 教育認定の保育利用者負担金は、平成19年度の保育料検討協議会の報告と同様に国の徴収基準に対して50%程度となるように改定を行うこと。

イ 応能負担の考え方を基本に、利用者間の負担のバランスを考慮し、傾斜的な改定率とし、前年度の階層モデルから保育利用者負担金を仮計算して改定を行うこと。

ウ 保育利用者負担金の増額を検討する場合にあっても、低所得の世帯に配慮するため、生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯等については、原則として増額を行わないこと。

エ 他市の状況を把握し、東京都の区域内で同様の保育サービスの負担額となるよう配慮すること。

## 關係資料



## 武蔵村山市保育料検討協議会設置要綱

〔平成12年2月18日  
訓令（乙）第10号〕

### （設置）

第1条 武蔵村山市の保育行政の効果的運営に資するため、武蔵村山市保育費用徴収条例（平成8年武蔵村山市条例第16号）の定めるところにより徴収する保育料（以下「保育料」という。）について基本的かつ総合的に検討協議する機関として、武蔵村山市保育料検討協議会（以下「検討協議会」という。）を置く。

### （所掌事務）

第2条 検討協議会は、保育料のあり方について検討審議し、市長に報告する。

### （組織）

第3条 検討協議会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員10人をもって組織する。

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| (1) 保育所の入所児童又は幼稚園の在園児童の保護者 | 3人 |
| (2) 保育所の長                  | 1人 |
| (3) 幼稚園の長                  | 1人 |
| (4) 識見を有する者                | 4人 |
| (5) 武蔵村山市民                 | 1人 |

### （任期）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する報告の終了をもって満了する。

### （会長及び権限）

第5条 検討協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、検討協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### （会議）

第6条 検討協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 検討協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### （庶務）

第7条 検討協議会の庶務は、健康福祉部子ども育成課において処理する。

### （委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討協議会の運営に関し必要な事項は、

会長が検討協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

一部改正（平成12年5月13日訓令（乙）第128号）

一部改正（平成19年9月11日訓令（乙）第134号）

附 則（平成26年1月20日訓令（乙）第2号）

この要綱は、平成26年1月20日から施行する。

附 則（平成26年3月18日訓令（乙）第15号）

この要綱は、平成26年3月18日から施行する。

附 則（平成27年3月13日訓令（乙）第22号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月10日訓令（乙）第157号）

この要綱は、平成29年10月10日から施行し、この要綱による改正後の武蔵村山市保育料検討協議会設置要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

## 武蔵村山市保育料検討協議会委員名簿

(平成29年10月12日現在)

| 氏名    | 選出区分                             |
|-------|----------------------------------|
| 加藤 達也 | 第3条第1号委員<br>保育所の入所児童又は幼稚園の園児の保護者 |
| 藤澤 早苗 | 第3条第1号委員<br>保育所の入所児童又は幼稚園の園児の保護者 |
| 田島 由美 | 第3条第1号委員<br>保育所の入所児童又は幼稚園の園児の保護者 |
| ○若山 剛 | 第3条第2号委員<br>保育所の長                |
| 乙幡真由美 | 第3条第3号委員<br>幼稚園の長                |
| 藤野 茂  | 第3条第4号委員<br>識見を有する者              |
| 木村 祐子 | 第3条第4号委員<br>識見を有する者              |
| 小松 宏子 | 第3条第4号委員<br>識見を有する者              |
| ◎布田 傑 | 第3条第4号委員<br>識見を有する者              |
| 島田 恵利 | 第3条第5号委員<br>市民                   |

◎は会長

○は職務代理

武蔵村山市保育料検討協議会開催経過

| 日時・場所   | 検討協議会開催の経過   |
|---|--|
| <p>日時：<br/>平成29年10月12日(金)<br/>午前10時から</p> <p>場所：<br/>301会議室</p>       | <p>第1回武蔵村山市保育料検討協議会<br/>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 武蔵村山市保育料検討協議会会長の互選について</li> <li>2 武蔵村山市保育料検討協議会会長職務代理者の指名について</li> <li>3 武蔵村山市保育料検討協議会の会議の公開について</li> <li>4 武蔵村山市保育料検討協議会の所掌事務等について</li> </ol> |
| <p>日時：<br/>平成29年11月28日(火)<br/>午前10時から</p> <p>場所：<br/>さくらホール（市民会館）</p> | <p>第2回武蔵村山市保育料検討協議会<br/>議題</p> <p>保育利用者負担金（保育料）の改定サイクル及び算定方法の設定について</p>  |
| <p>日時：<br/>平成 年 月 日（ ）<br/>午前・午後 時から</p> <p>場所：<br/>未定</p>            | <p>第3回武蔵村山市保育料検討協議会<br/>議題</p> <p>保育利用者負担金（保育料）の改定サイクル及び算定方法の設定について</p>  |
| <p>日時：<br/>平成 年 月 日（ ）<br/>午前・午後 時から</p> <p>場所：<br/>未定</p>            | <p>第4回武蔵村山市保育料検討協議会<br/>議題</p> <p>報告（案）について</p>  |